

公 示 日：2026 年 7 月 15 日（水）

調達管理番号：26a00499

国 名：ラオス国

担 当 部 署：人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第一チーム

調 達 件 名：ラオス国教育政策アドバイザー業務（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務 ：教育政策アドバイザー
- （2） 格 付 ：2 号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 在勤地：ラオス国 ビエンチャン市
- （5） 契約履行期間（予定）：2026 年 9 月上旬から 2029 年 2 月下旬
- （6） 渡航期間：2027 年 2 月上旬から 2029 年 2 月上旬予定
- （7） 業務量の目途：24 人月

2. 業務の背景

ラオス政府は、教育スポーツセクター開発計画（ESSDP 2026-2030）において、初等教育段階における知識・技能を備えた教員の育成、必要かつ公平な教員数の確保・配置、及び教師の継続的専門能力開発（Continuous Professional Development: CPD）の制度化・実施強化を優先課題として位置付けている。教育スポーツ省内では、教員教育局（Department of Teacher Education: DTE）が主として教師教育及び CPD に係る施策の計画・実施を担っている。

Global Partnership for Education (GPE) の支援の下、Learning and Equity Acceleration Project (GPE3: LEAP) 等を通じ、初等教育の学習成果改善、教師の指導力強化、教育セクター計画の実施及び制度強化に向けた支援が進められている。また、UNICEF、オーストラリア政府による Basic Education Quality and

Access in Lao PDR (BEQUAL)、セーブ・ザ・チルドレンによる Foundational Learning Improvement Project (FLIP) 等、複数の援助機関が教師教育及び基礎教育分野を支援している。現在、DTE を中心として、統合的な CPD ガイドラインの策定や共通モニタリング枠組みの検討が進められているが、前述の支援を ESSDP 2026-2030 の優先課題に沿ってより効果的に活用するためには、教育スポーツ省内の関係部局間及び開発パートナー間で、教師教育・CPD 施策に係る方針、実施計画及びモニタリング枠組みの整合性を確保することが求められている。

さらに、2026 年 4 月には教育制度の 5-4-3 制から 6-3-3 制への移行スケジュールが公表され、同改革に伴い、カリキュラムや、教師教育・CPD 施策等についても見直し・適応が必要となっている。

このような状況を踏まえ、教育スポーツ省は、ESSDP2026-2030 の推進、特に CPD 制度及び教師教育施策の強化に向け、教育スポーツセクターに係る政策と各支援事業との整合性を確保しつつ、政策立案、制度設計及び事業実施の調整を支援する教育政策アドバイザー（以下、「本専門家」という）の派遣を JICA に要請した。JICA はこれまでも同分野の専門家を派遣しており、現任専門家は 2016 年 7 月末から継続的に同分野を支援し、派遣期間は 2027 年 2 月までを予定している。本専門家には、これまでの支援の成果を踏まえつつ、教育スポーツ省、JICA 及び他の援助機関の間における協力調整を通じて、政策の一貫性及び支援間の補完性を確保する役割を担う。

上記に加え、本専門家は、新規形成中の技術協力「初等教育における算数指導力・学習強化プロジェクト」、及び実施中の無償資金協力「県教員研修センター整備計画」等の教育分野の関連事業と連携し、これらの効果発現に向けた情報提供及び助言を行う。また、教員養成課程が高等教育機関へ移管されることを踏まえ、本専門家は、基礎教育分野に加え、高等教育分野にも関与する。さらに、同分野の関連専門家である派遣中の専門家「工学系教育強化」とも連携することが求められる。加えて、スポーツセクターにおいて実施中の無償資金協力「チャオヌウォンスタジアム改築計画」及び 2026 年 8 月開始予定の専門家「スタジアム企画運営アドバイザー」とは、インクルーシブ教育の観点からの同スタジアムにおけるインクルーシブなスポーツの実践を通じた協働に加え、スポーツセクターにおける政策と教育施策との整合性を確保する観点からも連携が想定される。これらの JICA の事業と、ESSDP を基本とする教育スポーツ省との政策と

の整合性を確保し、各事業間の連携を強化することで、JICA のラオス教育スポーツセクターにおける支援全体の効果を高めることも、本専門家に求められる役割である。

なお、「案件概要表」は別紙1 のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、計画策定、事業実施及び開発パートナー支援の調整窓口を担う計画局（Department of Planning: DOP）に所属し¹、関係部局や開発パートナーの連携を強化することを通して、ESSDP の重点目標の実現を促進し、以下の成果を達成する。

成果1：ESSDP2026-2030 における重点目標について、特に教師の育成と管理に関し、教育スポーツ省の政策立案・実施能力が強化される。²

成果2：ESSDP2026-2030 における重点目標について、特に教師の育成と管理に関し、教育スポーツ省による JICA を含む開発パートナーの支援事業の連携・調整能力が強化される。³

¹ ラオス教育スポーツ省の組織改編の状況により、本専門家の所属先は官房局等となる可能性があり、正式な決定がなされた場合には、必要に応じて関連情報を更新する。ただし、所属先に変更が生じた場合であっても、本専門家に期待される主な業務内容に変更はない。

² 簡易プロポーザルにおいては、ESSDP2026-2030の内容及びラオス教育スポーツセクターの現状を踏まえ、特に教師教育及び教師のCPDに関する政策・計画の推進において、本専門家が教育スポーツ省の政策立案・実施能力の強化に向けて優先的に取り組むべきと考える課題を提示してください。その上で、当該課題を優先する理由、想定される関係部局との協議・調整の進め方、及び技術的助言の方向性を含め、支援方針の骨子について具体的に提案してください。

³ 簡易プロポーザルにおいては、ESWGのFG5が教育スポーツセクターにおけるガバナンス強化及び政策調整を主題とする会合であることを踏まえ、FG5において想定される主要議題をどのように捉え、これに対して本専門家としてどのような観点から会議の運営・進行を通して対応するかについて提案してください。その上で、JICA及び日本のプレゼンス発信方針の提案にあたっては、ESSDP 2026-2030の実施促進、教師教育・CPD施策、開発パートナーとの援助協調等に関し、JICAの協力方針、関連事業の成果・知見及び今後の貢献可能性をどのように共有し、教育スポーツ省及び開発パートナーとの協議に反映させるかについて言及してください。

成果3：教育スポーツ省との連携の下、ラオスにおける教育スポーツ分野の技術協力や無償資金協力等の効果発現に向け、JICA 事業の効果的かつ円滑な実施や事業間連携、他の開発パートナーとの連携が促進される他、新規事業の案件形成が図られる。⁴

4. 業務の内容

本専門家は、前述の成果の達成のため、以下の業務を実施する。

【政策立案・実施能力の強化】（成果1に関連）

- ESSDP 2026-2030 に基づく政策全般、特に教師教育及び教師の CPD 等に関する政策・計画について、調整、立案、実施、モニタリング及び評価の各段階に関し、技術的支援及び関係部局間の調整を行う。
- 教育制度の 6-3-3 制への移行に伴う ESSDP2026-2030 実施上の対応事項について、特に教師教育及び教師の CPD 等に関する政策・計画の見直し・整備に関し、技術的支援や関係部局間等の調整を行う。

【開発パートナー支援の調整能力の強化】（成果2に関連）

- 教育スポーツセクター・ワーキンググループ（ESWG）等の各種会議への参加を通じて、特に教師教育及び教師の CPD 制度等に関与する開発パートナーの協力方針、実施状況及び課題認識を把握するとともに、JICA 事業に関する情報共有を行う。
- 教育スポーツセクターにおけるガバナンス強化を主題とする ESGW のフォーカルグループ5（FG5）の共同議長として、教育スポーツセクターにおける政策調整を促進する観点から、教育スポーツ省及び開発パートナー間の情報共有・協議を効果的かつ効率的に進めるための会合運営を主導する。
- 特に、教師教育及び教師の CPD 制度等に関与する教育スポーツ省の関係部局及び開発パートナーとの定期的かつ日常的な情報共有及び意見交換を通じ

⁴ 簡易プロポーザルにおいては、ESSDP 2026-2030の推進及びJICAの教育協力の効果発現に向け、GPEを含む他の開発パートナーとの連携をどのように具体化するかにについて提案してください。提案にあたっては、JICAの関連事業と他の開発パートナー支援との接点を踏まえ、役割分担、重複回避、相乗効果の確保、協議・情報共有の進め方、及びGPE等との連携による資金動員の可能性について言及してください。

て、教育スポーツ省全体における支援の重複回避及び協力の相乗効果の確保の観点から、事業間の連携・調整を促進する。

【JICA 関連事業の実施・連携促進】（成果 3 に関連）

- ラオスにおける教育スポーツ分野の技術協力、無償資金協力及び専門家派遣等の JICA 事業について、教育スポーツ省の支援ニーズ及び課題を分析した上で、案件の効果的かつ円滑な実施並びに終了後の効果継続の観点から、情報提供及び助言を行う。特に、技術協力「初等教育における算数指導力・学習強化プロジェクト」については、教育制度の 6-3-3 制への移行に伴う教科書改訂・配付、教員研修等の実施に必要な予算措置、並びに他の開発パートナーとの連携促進の観点から、プロジェクトチームに対して情報提供及び助言を行うとともに、教育スポーツ省との連携を促進する。
- ラオスにおける教育スポーツ分野の技術協力や無償資金協力等の JICA 事業について、高等教育分野やスポーツ分野における個別専門家も含めた関係者との密接な情報共有を通じて、事業の方向性の一貫性及び相乗効果の確保の観点から、事業間の連携を促進するとともに、他の開発パートナーとの効果的な連携に向けて助言及び必要な調整を行う。
- 教育分野において、中長期的に JICA による重点的な協力が期待される政策的ニーズを継続的に収集・分析し、教育スポーツ省に対する助言・提案を行うとともに、JICA 事業の新規案件形成に対し情報提供を行う。
- JICA 事業の効果発現に向け、GPE 等の関係機関との連携の下、資金動員の可能性を検討するとともに、資金動員に必要な情報収集及び調整を行う。

【上記活動を行う上で必要な業務のマネジメント】

- これまでに投入された JICA 事業による報告書、他ドナーによる調査報告等、既存資料を大いに活用し、効率的な分析を行う。
- 教育スポーツ省と密に連携して業務の実施方針を検討し、業務の実施計画（ワークプラン、年間計画）を策定する。
- 必要に応じて関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- DOP とともに業務の進捗状況、成果、課題、教訓等についてモニタリングし、

対応策や今後の方針について関係各者と協議する。

- 業務の課題を分析し、関係者と密に議論をした上で、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 主管部及びラオス事務所に遅延なく提出する。
- 活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務について適切に実施する。
- 他の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。
- その他、効果的かつ効率的な業務実施に必要な取組みや働きかけを、JICA（主管部・事務所）と適宜相談しながら推進する。

簡易プロポーザルにおいて、特に具体的な提案を求める事項は以下のとおり。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	ESSDP2026-2030 等を踏まえ、本専門家が優先的に取り組むべき課題、及び当該課題に対する本専門家の支援方針の骨子	【教育スポーツ政策の立案・実施能力の強化】 (成果 1 に関連)
2	ESWG の FG5 において想定される主要議題への対応方針の骨子、及び同会議における JICA や日本のプレゼンス発信方針の骨子	【開発パートナー支援の調整能力の強化】 (成果 2 に関連)
3	JICA の教育協力における GPE を含む他開発パートナーとの連携の方向性・具体策と本専門家の役割・貢献	【JICA 関連事業の実施・連携促進】 (成果 3 に関連)

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	教育政策立案・実施への技術的支援・助言、および援助協調に係る各種業務経験
語学の種類	英語

*なお、ASEAN 諸国又は東南アジア地域における教師教育、教師の専門職基準、教員コンピテンシー枠組み（例：Southeast Asia Teachers Competency Framework (SEA-TCF)）等に関する理解又は業務経験、及び GPE に関する業務経験を有することが望ましい。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ⁵	渡航開始より1か月以内	人間開発部 (CC: ラオス事務所)	英語	電子データ	—
			日本語	電子データ	—
		C/P 機関	英語	電子データ	—
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ⁶	国際協力調達部 (CC: 人間開発部)	日本語	電子データ	—
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 (CC: 人間開発部、ラオス事務所)	日本語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部 (CC: 国際協力調達部、ラオス事務所)	日本語	電子データ	—

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2027年2月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

なお、本専門家は同分野の教育政策アドバイザー(～2027年2月上旬まで派遣中)の後任になります。

⁵ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。

⁶ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループから配付しますので、hmgbe@jica.go.jp 宛にご連絡ください

- ・ラオス国からの本案件に対する要請書
- ・ESSDP2026-2030
- ・CPD ハンドブック（「初等算数授業改善のための教員指導力強化プロジェクト」で作成された学校ベースの CPD 実施のための各郡向け実施要領）・ラオス国教育政策アドバイザー業務完了報告書（2025 年 8 月）

② 本業務に関する以下の案件にかかる資料が [ODA 見える化サイト](#)・[JICA 図書館](#)のウェブサイトで公開されています。

【実施中案件】

- ・技術協力：[初等算数授業改善のための教員指導力強化プロジェクト](#) | [ODA 見える化サイト](#)
- ・無償資金協力：[県教員研修センター整備計画](#) | [ODA 見える化サイト](#)
- ・無償資金協力：[チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画](#) | [ODA 見える化サイト](#)

【終了済み案件】

- ・技術協力：[初等教育における算数学習改善プロジェクト](#) | [ODA 見える化サイト](#)（事業完了報告書 | [JICA 図書館](#)）、および同案件にて開発された算数教科書・指導書（[JICA ホームページ](#)）
- ・専門家派遣：[教育政策アドバイザー業務完了報告書](#)（2018年7月提出）
- ・専門家派遣：[教育政策アドバイザー業務完了報告書](#)（2016年3月提出）
- ・無償資金協力：[教員養成校改善計画](#) | [ODA 見える化サイト](#)

7. 選定スケジュール（調達部入力）

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 7月 29日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 8月 7日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 8月 24日 11時～12時半
4	評価結果の通知	2026年 8月 27日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法 : Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。

・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１） 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,484,000	1,662,000
	個人	1,131,000	1,309,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		321,500	334,700

③ 住居費：1,500 ドル／月

④ 航空賃（往復）：377,310 円／人

（２） 便宜供与内容

- ア）空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ）住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ）車両借上げ：なし
- エ）通訳傭上：なし
- オ）執務スペースの提供：教育スポーツ省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ）公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ラオス事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5) その他留意事項

- 1) 派遣前(後)業務を委嘱する可能性があります。
- 2) 業務単価(月額)
- | | |
|--|-----------------|
| | 法人：1,017,557円／月 |
| | 個人：632,330円／月 |

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名：ラオス人民民主共和国

案件名：教育政策アドバイザー（Education Policy Advisor）

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ラオス政府は、教育スポーツセクター開発計画（ESSDP2026-2030）において、初等教育段階における十分な知識及び技能を備えた教員の育成並びに、必要かつ公平な教員数の確保及び配置を優先課題として位置付けている。あわせて、教師の能力向上に向けた継続的専門能力開発（Continuous Professional Development: CPD）の制度化及び実施の強化を、同優先課題における重要な柱として位置付けており、教育スポーツ省内の教師教育局（DTE）が主として計画策定及び実施を担っている。

また、ラオスでは、Global Partnership for Education（GPE）の支援の下、Learning and Equity Acceleration Project（GPE3: LEAP）を通じて、初等教育段階の学習成果の改善、教師の指導力強化及びシステム強化に対する支援が進められており、教員養成及び継続的専門能力開発が主要な課題として位置付けられている。さらに、System Transformation Grant（STG）や System Capacity Grant（SCG）等を通じ、教育セクター計画の策定・実施や制度強化等に対する支援も進められている。こうした複数の支援を効果的に活用するためには、教育スポーツ省が、政策立案と事業実施の一貫性を確保するとともに、世界銀行、UNICEF 等の開発パートナーとの連携・調整を一層強化することが不可欠である。

このような状況を踏まえ、教育スポーツ省は、教育スポーツセクター開発計画（ESSDP2026-2030）の推進、特に教員の継続的専門能力開発制度及び教師教育施策の強化を効果的に進めるため、開発パートナーによる支援と教育政策との整合性を確保しつつ、政策立案、制度設計及び事業実施の調整を支援する教育政策アドバイザーの派遣を JICA に要請した。加えて、2026 年 4 月には教育制度の 5-4-3 制から 6-3-3 制への移行に係るスケジュールが公表され、ESSDP の実施においても教育スポーツ省にとって重要な対応課題となっている。この改革に伴い、教員の継続的専門能力開発制度及び教師教育施策についても見直し・適応が必要となることから、これらへの対応も本アドバイザーの支援対象に含まれる。本事業は、教育スポーツ省において計画策定、事業実施及び開発パートナーによる支援調整の窓口を担う計画局（DOP）にアドバイザーを配置し、政策調整、制度設計及びドナー協調を推進することにより、ESSDP の重点課題の実施促進に資するものである。

(2) ラオス教育セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

日本政府の「対ラオス人民民主共和国国別開発協力方針」では、重点分野の一つである「産業の多角化と競争力強化、そのための産業人材育成」の下、教育環境の整備（教員の質の改善、理数科教育の強化等）への支援が位置付けられている。本事業は、教師の継続的専門能力開発（CPD）制度及び教師教育に係る施策の強化を通じて、当該重点分野の推進に貢献するものである。

JICA の教育分野におけるグローバル・アジェンダは、質の高い教育の提供を可能にすることを目的とし、基礎教育分野では、教科書・教材開発を中心とした学びの改善を重点的に推進している。その際、教員研修や CPD の促進に加え、相手国政府及び他の開発パートナーとの連携を通じて、総合的な成果の発現を目指すこととしている。本事業は、教師教育及び教師の CPD 制度の整備・運用を政策・制度面から支援するものであり、かかる協力方針と整合する。

さらに、本事業は、現在新規形成中の技術協力「初等教育における算数指導力・学習強化プロジェクト」（iTEAM3）や、実施中の無償資金協力「県教員研修センター整備計画」等の関連事業、並びに「スタジアム企画運営アドバイザー」や「工学系教育強化」などの関連する専門家派遣との間で高い補完性を有する。これらの事業との政策レベルでの整合性を確保し、JICA の教育支援全体の効果の最大化に寄与することは、本アドバイザーの重要な役割の一つである。本事業は、JICA がこれまで蓄積してきた教師教育支援の知見を踏まえ、教育政策レベルの支援を深化させる上で戦略的意義を有する。

(3) 他の援助機関等の対応

ラオスの教育セクターにおいては、世界銀行、UNICEF、オーストラリア政府による Basic Education Quality and Access in Lao PDR (BEQUAL)、セーブ・ザ・チルドレンによる Foundational Learning Improvement Project (FLIP) 等、複数の援助機関が教師教育及び基礎教育分野に対する支援を実施している。現在、DTE を中心として、BEQUAL の協力の下、統合的な CPD ガイドラインの策定及びパイロット実施が進められている。また、CPD 活動のモニタリングについても、BEQUAL、世界銀行及び iTEAM2 等が連携し、共通モニタリング枠組みの策定に向けた取組を進めている。

本アドバイザーには、教育スポーツ省、JICA 及び他の援助機関の間における協力調整並びに政策の整合性確保を担うことが求められる。具体的には、教育スポーツセクター・ワーキンググループ（ESWG）において、教育スポーツセクター開発計画（ESSDP2026-2030）の実現に向けた教育スポーツセクターにおけるガバナンス強

化を主題とするフォーカルグループ 5 (FG5) に共同議長として参画し、教育スポーツ省の政策調整能力の向上及び援助機関間の連携強化に寄与する。不整合な政策導入の回避、重複支援の抑制及び政策の一貫性の確保を通じて、セクター全体のガバナンス向上に貢献することが求められる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

ラオス教育スポーツ省の政策立案・実施能力、及び開発パートナーの支援事業との連携・調整能力を強化することを通じて、教育スポーツセクター開発計画 (ESSDP2026-2030) の重点目標 (Education Priority Policy Objectives) の実現を支援するとともに、ラオスにおける JICA 事業の効果的かつ円滑な実施及び事業間連携を促進する。

(2) プロジェクトサイト 首都ビエンチャン

(3) 総事業費 (日本側) 0.70 億円

(4) 事業実施期間 2027 年 2 月 1 日～2029 年 1 月 31 日 (計 24 カ月)

(5) 事業実施体制

実施機関：ラオス教育スポーツ省 (Ministry of Education and Sports: MOES)

計画局 (Department of Planning: DOP)

専門家構成：教育政策アドバイザー (1 名)

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果 1：ESSDP2026-2030 における教育スポーツセクターの重点目標について、特に教師の育成と管理に関し、教育スポーツ省の政策立案・実施能力が強化される。

成果 2：ESSDP2026-2030 における教育スポーツセクターの重点目標について、特に教師の育成と管理に関し、教育スポーツ省による JICA を含む開発パートナーの支援事業の連携・調整能力が強化される。

成果 3：教育スポーツ省との連携の下、ラオスにおける教育スポーツ分野の技術協力や無償資金協力等の効果発現に向け、JICA 事業の効果的かつ円滑な実施や事業間連携、他の開発パートナーとの連携が促進される他、新規事業の案件形成が図られる。

（２）活動

【成果１に関連して】

活動 1-1：ESSDP2026-2030 に基づく教育スポーツ政策、特に教師教育及び教師の CPD 等に関する政策・計画の調整、立案、実施、モニタリング及び評価の各段階に関し、技術的支援や関係部局間等の調整を行う。

活動 1-2：教育制度の 6-3-3 制への移行に伴う ESSDP2026-2030 実施上の対応事項について、特に教師教育及び教師の CPD 等に関する政策・計画の見直し・整備に関し、技術的支援や関係部局間等の調整を行う。

【成果２に関連して】

活動 2-1：ESWG 等の各種会議への参加を通じて、特に教師教育及び教師の CPD 制度等に関与する開発パートナーの協力方針、実施状況及び課題認識を把握するとともに、JICA 事業に関する情報共有を行う。

活動 2-2：ESWG の FG5 共同議長として、教育スポーツセクターにおける政策調整を促進する観点から、教育スポーツ省及び開発パートナー間の情報共有及び協議に係る効果的かつ効率的な会合運営を主導する。

活動 2-3：特に教師教育及び教師の CPD 制度等に関与する教育スポーツ省の関係部局及び開発パートナーとの定期的かつ日常的な情報共有及び意見交換を通じて、教育スポーツ省全体における支援の重複回避及び協力の相乗効果の確保の観点から、事業間の連携・調整を促進する。

【成果３に関連して】

活動 3-1：ラオスにおける教育スポーツ分野の技術協力や無償資金協力等の JICA 事業について、教育スポーツ省の支援ニーズ及び課題を分析した上で、案件の効果的かつ円滑な実施及び終了後の効果継続の観点から、助言を行う。

活動 3-2：ラオスにおける教育スポーツ分野の技術協力や無償資金協力等の JICA 事業について、当該分野で活動中の個別専門家も含めた関係者との密接な情報共有を通じて、事業の方向性の一貫性及び相乗効果の確保の観点から、事業間の連携を促進するとともに、他の開発パートナーとの効果的な連携に向けて助言及び必要な調整を行う。

活動 3-3：教育スポーツ分野において、中長期的に JICA による重点的な協力が期

待される政策的ニーズを継続的に収集・分析し、教育スポーツ省に対する助言・提案を行うとともに、JICA 事業の新規案件形成に対し情報提供を行う。

活動 3-4：JICA 事業の効果発現に向け、GPE 等の関係機関との連携の下、資金動員の可能性を検討するとともに、資金動員に必要な情報収集及び調整を行う。

以上